

いよいよ始まります！
令和5年
(2023)
開始

消費税インボイス制度 (適格請求書保存方式) について

令和5年10月から始まるインボイス制度(適格請求書保存方式)では、インボイス(適格請求書)等の交付、保存が必要となります。



インボイス(適格請求書)とは

売り手が、買い手に対し正確な適用税率、消費税額を伝えるために、「登録番号」、「適用税率」、「消費税額」など、一定の記載要件を満たす請求書等(請求書、領収書、レシート、納品書等)をいいます。この正確な適正税率や消費税額を次の事業者(買い手)に伝えるための手段がインボイスになります。

インボイスを交付することが出来るのは、税務署の登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。

請求書		
⑥ 株〇〇御中	① △△商事株式会社	
11月分 131,200円	登録番号 T01234...	xx年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
② 11/1	豚肉 *	③ 10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
④ 8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
		⑤
	③ *	軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜き又は税込み) および **適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称



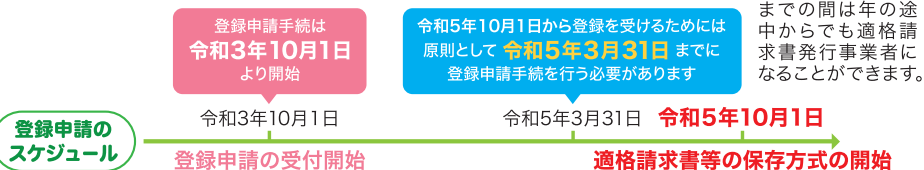
インボイス制度とは

令和5年10月以降、取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付し、保存する必要があります。また、仕入税額控除の適用を受けるために、原則としてインボイスの保存等が必要となります。



適格請求書発行事業者になるためには

消費税の課税事業者が、所轄の税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要です。e-Taxを利用した申請も可能です。



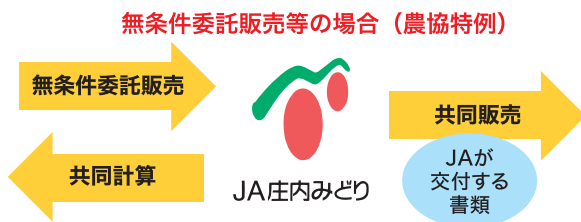
インボイス制度導入に伴う農業者の留意点

取引相手(課税事業者)と取引している免税事業者は注意が必要

取引相手(課税事業者)が免税事業者から仕入れた場合は、仕入税額控除できないため、「適格請求書発行事業者」との取引に切り替える可能性があります。取引継続のためにも、登録すべきかどうか検討が必要です。

1 JAへ委託販売農作物を販売する場合(農協特例)

JAへ出荷した農産物については、**無条件委託方式・共同計算方式**など、生産者を特定しないで販売する条件をすべて満たす場合は、生産者に代わりJAが発行する書類にて仕入税額控除出来る「**農協特例**」が適用されます。



2 JA直売所で委託販売する場合

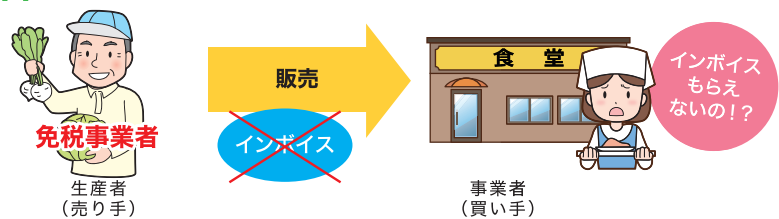
生産者が「適格請求書発行事業者」の場合は、生産者に代わりJAがインボイスを発行することができます。（媒介者特例）

生産者が免税事業者の場合は発行することが出来ません。なお、JA直売所での委託販売は無条件委託販売方式および共同計算ではないためP6①の農協特例は適用されません。



3 業者等に直接販売する場合

JAを通じた委託販売ではなく、業者の方に直接販売している場合、販売先よりインボイスの発行を求められる可能性があります。適格請求書発行事業者でない場合はインボイスを発行することができないため、消費税分の値下げをお願いされるなど難色を示される可能性があります。



以上を踏まえて、今後それぞれがとるべき対応は以下の通りです

令和5年10月1日から登録を受け取るためには、原則として令和5年3月31日まで登録申請手続きを行う必要があります。

本則課税の事業者



▶取引相手から求められた時のために

・適格請求書発行事業者になるための**登録**をする。

・仕入先が適格請求書発行事業者であるか留意する。

・取引相手から貰った適格請求書をきちんと**保存**する。

自分が「仕入税額控除」するため

簡易課税の事業者



▶取引相手から求められた時のために

・適格請求書発行事業者になるための**登録**をする。

免税事業者



・**適格請求書発行事業者になる（課税事業者になる）か否かを慎重に検討する。**

※自分の取引相手は適格請求書を必要とする事業者なのか？

■インボイス制度に関する問い合わせ先

インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



●農業者にむけて12月に酒田飽海農業青色申告協議会および農政対税対部会主催でインボイス制度の説明会を予定しています。

開催日が決まりましたらJAデーでお知らせいたします。